

鳥取県の最低賃金

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	957円	令和6年10月5日

「鳥取県最低賃金」は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、鳥取県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下表の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの「特定(産業別)最低賃金」が適用されますが、次に掲げる労働者については、「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円	令和6年12月19日
	令和6年12月18日までは「鳥取県最低賃金957円」が適用されます。	
鳥取県各種商品小売業最低賃金	*令和6年10月5日から「鳥取県最低賃金957円」が適用されます。(令和6年度の改正はありません。)	

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

社内の最低賃金の引上げをご検討の事業者の方へ「業務改善助成金」を利用しましょう!

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

経営面・労働面の相談をワンストップで行います。(相談は無料)

働き方改革サポートオフィス鳥取 0800-200-3295



詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部賃金室 0857-29-1705 鳥取労働基準監督署 0857-24-3211

米子労働基準監督署 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 0858-22-6274

鳥取労働局ホームページURL <https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

最低賃金との比較方法（計算方法）について

賃金支給方法	最低賃金との比較方法（計算方法）
時間給の場合	時間給 最低賃金額
日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 最低賃金額
月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 最低賃金額
出来高給（請負給） の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間 に出来高制によって労働した総労働時間 最低賃金額
～ が混在	各賃金の1時間当たりを算出し合計した額 最低賃金額

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当 臨時に支払われる賃金
 1月を超える期間ごとに支払われる賃金 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金
 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口

働き方改革サポートオフィス鳥取では、中小企業・小規模事業者の皆様のために、生産性向上による賃上げ、賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用などの相談に対して、労務管理の専門家が電話または相談により無料で支援を行います。

詳しくは **働き方改革サポートオフィス鳥取**

鳥取市富安 1-152 S Gビル 2階 201号室 TEL：0800-200-3295

受付時間：平日 9：00～17：00 E-mail：tottori@task-work.com



2 賃金引上げを支援する制度

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL：0120-366-440



キャリアアップ助成金

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは **鳥取労働局 職業安定部職業安定課** TEL：0857-29-1707



賃金引上げ特設ページを開設

賃金引上げを実施した企業の取組事例や賃金引上げに向けた政府の支援方法などの賃金引上げのために参考となる情報を掲載しています。

